

県南広域振興局長告示第148号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東稲土地改良区（西磐井郡平泉町）の定款の変更を認可した。

平成26年9月26日

県南広域振興局長 遠藤達雄